



**セキュリティ技術
－情報技術セキュリティの評価基準
－第1部：総則及び一般モデル**

**JIS X 5070-1 : 2011
(ISO/IEC 15408-1 : 2009)**

平成 23 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	大 蒔 和 仁	東洋大学
(委員)	浅 野 正一郎	国立情報学研究所
	江 口 信 彦	財団法人日本規格協会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大久保 彰 徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	小笠原 陽 一	総務省
	加 藤 泰 久	日本電信電話株式会社
	木 戸 彰 夫	日本アイ・ビー・エム株式会社
	後 藤 志津雄	株式会社日立製作所
	佐 野 真 一	社団法人電子情報技術産業協会
	澤 田 稔 一	総務省
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	関 根 千 佳 子	株式会社ユーディット
	中 山 康 子	株式会社東芝
	伏 見 諭	社団法人情報サービス産業協会
	戸 村 哲	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮 澤 彰	国立情報学研究所
	山 田 隆 人	日本銀行金融研究所
	山 本 喜 一	慶應義塾大学
	渡 辺 裕	早稲田大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.7.20 改正：平成 23.1.20

官 報 公 示：平成 23.1.20

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：情報技術専門委員会（委員会長 大莢 和仁）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	3
3 用語及び定義	3
3.1 この規格類で共通の用語及び定義	3
3.2 ADV クラスに関連する用語及び定義	11
3.3 AGD クラスに関連する用語及び定義	16
3.4 ALC クラスに関連する用語及び定義	16
3.5 AVA クラスに関連する用語及び定義	20
3.6 ACO クラスに関連する用語及び定義	21
4 略語	21
5 概要	22
5.1 一般	22
5.2 TOE	22
5.3 この規格類の対象読者	23
5.4 この規格類の各部	24
5.5 評価の枠組み	25
6 一般モデル	25
6.1 序説及び一般モデル	25
6.2 資産及び対抗策	26
6.3 評価	30
7 セキュリティ要件の調整 (tailoring)	30
7.1 操作 (Operations)	30
7.2 コンポーネント間の依存性	33
7.3 拡張コンポーネント	33
8 プロテクションプロファイル及びパッケージ	34
8.1 序説	34
8.2 パッケージ	34
8.3 プロテクションプロファイル	34
8.4 PP 及びパッケージの使用	37
8.5 複数のプロテクションプロファイルの使用	37
9 評価結果	37
9.1 序説	37
9.2 PP 評価の結果	38
9.3 ST 評価を含む TOE 評価の結果	38

	ページ
9.4 適合主張	38
9.5 ST 評価を含む TOE 評価の結果の利用	39
附属書 A (参考) セキュリティターゲットの仕様	41
附属書 B (参考) プロテクションプロファイルの仕様	57
附属書 C (参考) 操作の指針	62
附属書 D (参考) PP 適合	65
附属書 JA (参考) ISO/IEC 15408-2 Part 2: Security functional components 第 2 部 : セキュリティ機能コンポーネント	66
附属書 JB (参考) ISO/IEC 15408-3 Part 3: Security assurance components 第 3 部 : セキュリティ保証コンポーネント	69
参考文献	71
解 説	72

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS X 5070-1:2000** は改正され、この規格に置き換えられ、**JIS X 5070-2:2000** 及び **JIS X 5070-3:2000** は廃止された。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

日本工業規格

JIS

X 5070-1 : 2011

(ISO/IEC 15408-1 : 2009)

セキュリティ技術— 情報技術セキュリティの評価基準— 第1部：総則及び一般モデル

Information technology—
Security techniques—Evaluation criteria for IT security—
Part 1: Introduction and general model

序文

この規格は、2009年に第3版として発行された ISO/IEC 15408-1 を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。ただし、附属書 JA 及び附属書 JB は、対応国際規格にはない参考事項である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格を含む JIS X 5070 規格類 (JIS X 5070-1:2011, ISO/IEC 15408-2:2008 及び ISO/IEC 15408-3:2008) は、評価機関の行った、異なるセキュリティ評価の結果を比較可能にする。この規格類は、セキュリティ評価のときに IT 製品のセキュリティ機能及びその IT 製品に適応される保証手段に対する共通の要件群を提供することによって、この比較を可能にする。IT 製品はハードウェア、ファームウェア、又はソフトウェアのいずれで実装されてもよい。

注記 1 日本工業規格では部で構成する規格がある場合、この部編成の規格全体を総称して、“規格群”という。この規格では、日本工業規格になつてない国際規格を含めて、規格群をいう場合は、“規格類”と呼ぶ。また、この規格では、日本工業規格になつてない国際規格を、ISO/IEC 15408-2:2008 を第2部及び ISO/IEC 15408-3:2008 を第3部という。

注記 2 附属書 JA に、第2部の目次を示し、附属書 JB に、第3部の目次を示している。

評価過程は、IT 製品のセキュリティ機能と IT 製品に適用される保証手段とがこれらの要件を満たすというレベルの信頼を確立する。評価結果は、その IT 製品が利用者のセキュリティ要求を満たすか否かを利用者が判断する際の手助けになるであろう。

この規格類は、セキュリティ機能をもつ IT 製品の開発、評価、及び／又は購入のための指針として役立つものである。

この規格類は、多種多様な IT 製品の様々なセキュリティ特性に対して、多様な評価方法を適用できるよう、意図的に柔軟性をもたせてある。したがって、この柔軟性が誤用されないように、注意を払うのが望ましい。例えば、この規格類を使用する場合、不適切な評価方法、不適切なセキュリティ特性、又は不適切な IT 製品に対しては、無意味な評価結果を生じるかもしれない。

このため、IT 製品が評価を受けたという事実は、評価対象のセキュリティ特性と使用された評価方法との枠組みにおいてだけ意味をもつ。認証機関は、製品、特性及び方法を慎重に点検して、評価によって有